

議員提出議案第2号

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月26日

木村和久	坂野経三郎
森雅幹	福浜隆宏
西川憲雄	野坂道明
中島規夫	島谷龍司
浜田一哉	松田正洋
藤井一博	川部英夫
濱辺義孝	興治英裕
伊藤保子	福間裕隆
浜田妙子	長谷川稔史
内田隆嗣	福田俊史
安田優子	上村忠史
山口享長	稲田寿晋
内田博長	浜崎晋一
前田八壽彦	広谷直樹
横山隆義	澤紀男
銀杏泰利	藤縄喜和

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成27年4月1日以降最 初に招集される鳥取県議会の定例会の閉 会の日</u> の属する月の末日限り、その効力 を失う。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。